

○厚生労働省告示第五百十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三十六条の三第一項、第三十六条の七、第三十六条の八第一項及び第三項並びに第三十六条の九第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十七年十二月二十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第五条の次に次の四条を加える。

第五条の二 則第三十六条の三第一項の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の二とする。

第五条の三 則第三十六条の七の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の三とする。

第五条の四 則第三十六条の八第一項の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の四とする。

2 則第三十六条の八第三項の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の五とする。

第五条の五 則第三十六条の九第一項の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の六とする。

様式第七号の次に次の五様式を加える。

